

平成24年第13回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成24年12月17日(月)
午後 3時01分 から 午後 3時41分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)
 - 1番 木村茂人
 - 2番 塚田修彦
 - 3番
 - 4番 小野三幸
 - 5番 大仁田金次
 - 6番 松本良明
 - 7番 田中文彦
 - 8番 内尾明美
 - 9番 西田悟
 - 10番 高道修二
 - 11番 山本政人
 - 12番
 - 13番 宮崎敬三
 - 14番 山下時義(職務代理者)
 - 15番 岡村貞夫(会長)
4. 本日の欠席委員(2名)
 - 3番 後藤政次
 - 12番 錦戸幸春
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第89号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第90号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第5. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1, 開 会

開会午後 3時01分

議 長 こんにちは。
定刻になりましたので、ただいまから平成24年第13回農業委員会総会を開会致します。本日は3番後藤委員さんが欠席ですが総会は成立しております。錦戸幸春委員さんは今別の会議があつておるそうでございますのでそちらが終わり次第こちらに出席されるそうでございます。皆様方には3年間の農業委員の任務を遂行いただきましてありがとうございます。今後とも皆様のご指導ご協力をお願いいたします。

2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議 長 それでは議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させてご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、11番の山本委員さんと4番小野委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

3, 議 事

議 長 それでは、早速議事に入ります。まず日程第2. 議案第88号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程を致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、それでは日程第2. 議案第88号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。

2件ございますので整理番号1からご説明致します。

3ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は、議案記載の譲渡人より売買により取得し、所有権を移転したいというものです。

申請地は4ページから6ページに図示しております。

物件の表示は3ページに記載しているとおり、白木尾の畑1筆758㎡です。権利の種類は、所有権移転で、申請理由は高齢に伴う経営規模縮小のためです。

農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地である

か、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40 a 以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の転貸・質入れではないか、地域との調和要件をみたしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしております。

次に整理番号2ですが、7ページをお開き下さい。

議案記載の譲受人は、議案記載の譲渡人より譲渡により取得し、所有権を移転したいというものです。

申請地は9ページから12ページに図示しております。

物件の表示は8ページに記載しているとおり、富岡の畑3筆3, 812 m²、田1筆821 m²、合計4筆4, 633 m²です。権利の種類は、所有権移転で、申請理由は高齢に伴う経営規模縮小のためです。

祖父からの譲渡となっております。

農地法許可基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40 a 以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作の転貸・質入れではないか、地域との調和要件をみたしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしております。

以上です。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局のほうから説明いただきましたが、関連案件2件でございますので1件ずつ処理をして参りたいと思います。まず、整理番号1につきましてご意見のあられる方は挙手をお願いいたします。

議長 ございませんか。
ちょっと事務局にお尋ねします。これは親子関係じゃらすと。違うとですか。

事務局 一番の案件につきましては、親子ではございません。

(意見なし)

議 長 無いようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号1につきましては許可することに致します。

議 長 続きまして、整理番号2につきましてご意見のあられる方は挙手をお願いいたします。

10 番 いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

10 番 春の迫とありますけれど、尾越の方でございます。えー譲渡人と先程ありましたように譲受人との関係は祖父ということで譲受人さんは孫ということになりますし、平成23年度から新規就農ということで30歳代37才でレタスも大々的栽培をにしておりますので、よろしく審議をお願いしたいと思います。担い手でございます。

議 長 はい、今あの方高道さんの方からご指摘がありましたこの住所は苓北町富岡1231の番地と書いてありますその右の春の迫と書いてあります尾越でございます訂正をお願いします。

事務局 ただいまの件、会長からありましたとおり、こちらの入力の違いでございます。申し訳ありません尾越の方へ訂正をお願いします。

(異議ありません) の声

議 長 はい、無いようでございますので、整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号2につきましては許可することに致します。

議 長 次に日程第3. 議案第89号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 はい、日程第3. 議案第89号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。14ページをお開き下さい。
議案記載の申請人は議案記載のとおりであり、申請物件は14ページに記載のとおり都呂々の田1筆1,453㎡です。転用の目的は植林です。転用しようとする理由の詳細は、申請地は山林に隣接する農地であり、日照条件も良好とはいえないため、生産性の低い農地であることから、植林を行い山林として管理したい。というものです。場所及び資料につきましては15ページから18ページに図示しております。農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策においても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており、審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。又農地の区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局から説明をいただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願いします。

6 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。松本さん

6 番 あのう申請人の現地を確認したんですけれど、申請書に書いてあるように現地は山林に隣接して、小川が流れて本当に生産性の低い土地であまり背が大きくなならないクヌギを植林. . 減反政策から全然作付けしてないそれで今回思い切って子供も良いと言うから植林をしてみたい意向でございますのでよろしくお願いしたいと思っております。

議 長 はい、松本委員さんから説明、補足をしていただいたわけでございます

すが、他にこの件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

(異議無しの声)

議 長 はい、異議無しと言うことですので、この件につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますのでこの件について許可することに致します。続きまして農用地利用集積計画の認定について、まず転貸による円滑化法人の借入、貸付を議題といたしますが、この案件は塚田委員さん、大仁田委員さんが自己又は同居の親族が借り手となる案件でございますので。従いまして農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで退席をお願い致します。

(塚田委員、大仁田委員退席)

議 長 それでは議案第90号農用地利用集積計画の認定について転貸による円滑化法人の借入、貸付を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 はい。日程第4議案第90号農用地利用集積計画の認定について、転貸による円滑化法人の借入・貸付についてご説明いたします。21ページをお開き下さい。転貸で利用権等の種類が利用権転貸賃借権です。設定の期間が6年で貸し手は個人で、借り手は苓北町農業協同組合です。設定を行う農用地は1件目が坂瀬川の田6筆3, 657㎡、2件目が同じく坂瀬川の田3筆2, 829㎡、3件目が同じく坂瀬川の田2筆1, 694㎡、4件目が都呂々の田1筆706㎡、合計12筆8, 886㎡です。22ページをお開き下さい。これも同じく転貸で、利用権等の種類が利用権転貸賃借権です。設定の期間が10年で貸し手は個人で、借り手は苓北町農業協同組合です。設定を行う農地は1件目が富岡の田で2筆3, 339㎡です。2件目が志岐の田で2筆980㎡です。合計4筆4, 319㎡です。
23ページをお開き下さい。21ページで苓北町農業協同組合が借り受けた農地を同じ期間個人へ貸し出すものです。1件目が坂瀬川の田

1 1 筆 8, 1 8 0 m²、2 件目が都呂々の田 1 筆 7 0 6 m²です。合計 1 2 筆 8, 8 8 6 m²です。2 4 ページをお開き下さい。これも 2 2 ページで荅北町農業協同組合が借り受けた農地を同じ期間で個人へ貸し出すものです。1 件目が富岡の田 2 筆 3, 3 3 9 m²です。2 件目が志岐の田 2 筆 9 8 0 m²です。合計 4 筆 4, 3 1 9 m²です。
以上が円滑化法人の借り入れと貸付です。いずれも農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今事務局の方から円滑化法人の借り入れ貸付について説明がありましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いします。

(異議はありません) の声

議 長 異議無しということでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。
塚田委員さん、と大仁田委員さんにつきましては参与案件が終了しましたので入室を許可を致します。

(塚田委員、大仁田委員入室)

議 長 今日は後藤委員さんが牛のお産と言うことで欠席でございますので。再設定の案件について事務局より説明を求めます。

事務局 それでは再設定の案件につきましてご説明いたします。
議案につきましては 2 5 ページから 3 1 ページまでです。まず、2 5 ページですが利用権等の種類が利用権設定賃借権で、設定期間が 1 年です。農用地は白木尾の畑 1 筆 1, 1 5 6 m²です。貸し手、借り手は議案記載のとおりです。
2 6 ページをお開き下さい。3 件あります。利用権等の種類は同じで設定の期間が 2 年です。1 件目の農用地は坂瀬川の田 1 筆 7 6 6 m²、

2件目が富岡の畑2筆3, 287㎡、3件目が志岐の田1筆1, 303㎡、合計4筆5, 356㎡です。貸し手借り手は議案記載のとおりです。

27ページをお開き下さい。4件あります。利用権等の種類は同じで設定の期間が3年です。1件目の農用地は志岐の田1筆2, 862㎡、2件目は志岐の田1筆1, 414㎡、3件目は富岡の畑2筆2, 258㎡4件目は富岡の畑2筆1, 216㎡合計6筆7, 750㎡です。貸し手借り手は議案記載のとおりです。

28ページをお開き下さい。利用権等の種類が利用権設定使用貸借権です。設定の期間が3年で農用地は上津深江の田2筆2, 096㎡です。貸し手借り手は議案記載のとおりです。

29ページをお開き下さい。5件あります。利用権等の種類が利用権設定貸借権です。設定の期間が5年で1件目の農用地は志岐の田2筆4, 272㎡です。2件目は志岐の田2筆2, 928㎡です。3件目は富岡の田2筆4, 356㎡です、4件目は上津深江の田2筆2, 250㎡、5件目は年柄の田2筆4, 683㎡合計10筆18, 489㎡です。

30ページをお開き下さい。4件あります。利用権等の種類は同じで設定期間は6年です。1件目の農用地は坂瀬川の田1筆1, 324㎡、2件目は志岐の田1筆1, 328㎡、3件目は志岐の畑2筆1, 621㎡、4件目は都呂々の畑2筆2, 500㎡、合計6筆6, 773㎡です。貸し手借り手は議案記載のとおりです。

31ページをお開き下さい。9件あります。利用権等の種類は同じで設定期間は10年です。

1件目の農用地は志岐の田6筆6, 583㎡、2件目は志岐の畑1筆1, 856㎡、3件目は志岐の田1筆富岡の田2筆4, 585㎡、4件目は富岡の田1筆1, 506㎡、5件目は都呂々の田4筆3, 624㎡、6件目は都呂々の田1筆1, 395㎡、7件目は志岐の田3筆3, 406㎡、8件目は都呂々の田4筆3, 837㎡、9件目は都呂々の田2筆1, 111㎡合計25筆27, 903㎡です。

貸し手借り手は議案記載のとおりです。

32ページをお開き下さい。所有権移転で利用権等の種類が所有権移転です。買い手は有限会社で売り手は農業公社です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。今事務局の方から再設定について説明がございましたが、この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いします。

1 1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 1 番 はい、25ページのですね、これについて期間が1年となっています。これは双方の希望でそうなったんだろうとは思いますが、まあ長いのは10年ありますんで、その辺そういう時に事務局として指導をされるのかどうか。そのへんはどうなんですか。

議 長 はい。事務局をお願いします。

事務局 はい、今回はですね、再設定ということで貸し手さん借り手さん双方のご意向をお尋ねしまして契約してます。いま申されたとおり長い方は10年設定してますが、25ページの案件につきましてはもう今回の期間満了をもって更新をしないという考えもあられたようなんですが、今期まで作付けも行っているし今回の収穫までお借りしたいということで次の期からはお返しするという意向のようだったようです。双方の合意のもと一年間の再設定ということで伺っております。

1 1 番 はい、そうしますと、26ページも2年間となっているわけですね。やっぱり双方のそういう強い色々な事情があつとでしよな。

事務局 はい。26ページの案件もですね。同じようにもう借り手さんが高齢でですねなかなかもう3年5年という期間自信がないということで、長く設定してもご迷惑をかけるんじゃないかというところから、2年ならばまだ大丈夫かなという案件もありますし、貸し手さんのご意向で2年間ということで短期間で再度考えて更新をするなら又お願いしたいということで双方のそれぞれのご意向によって期間の方は設定させていただいております。

1 1 番 あのうなぜ私が期間のことを質問したかと申しますと結局この方々が借りられていわゆる耕作をなされているということなので、期間が短ければ短いほどやはり又次のそういう設定も応募するなり色々ある煩

わしさではないんでしょうけどそういう事務的なことが生じますんで、ですから出来れば長い方が良いなという風に思ったもんですからそういうふうにお尋ねをしたところですよ。まあそういう事情であられるということであれば致し方ないんでしょうが、又現在は農協等も手伝いをしておりますので、何か良い方法があればですね、ずっと継続して耕作がなされるようにそれが望ましいなと思いましたので質問を致しました。以上です。

議 長 はい、今山本委員さんのほうから、利用権設定の期間が1年それから2年と短いのでというようなご心配をいただいた訳でございますが、やはりあのう借り手の方が今事務局からご説明がありましたように高齢で長期の利用権設定は無理じゃなかろうかということでこの期間が過ぎましたらまた利用権設定のほうは農協の方に円滑化事業もありますので新たに借り手を捜すというような方法になるんじゃないかなと思いますが、それで山本委員さんよろしゅうございますか。

11番 はい。

議 長 他にご意見はございませんか。

(なし) の声

議 長 はい、ないようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成ですので許可することに致します。議案につきましては以上でございますが、その他の項で事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、その他の項でご説明いたします。別紙その他の項をご覧ください。

(資料により説明する。)

1、農地改良届について

2、その他

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成24年第13回総会を閉会いたします。

閉会午後 3時41分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____